

砂川市訓令第52号
令和4年9月1日

砂川市子育て世帯特別給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市子育て世帯特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、物価高騰による影響を踏まえ、国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の対象とならない子育て世帯に対し、給付金を支給することに関し必要な事項を定める。

(支給要件)

第2条 砂川市（以下「市」という。）は、砂川市子育て世帯特別給付金（以下「給付金」という。）を、第3条第2項に規定する対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第1号に規定する養育要件のいずれかに該当し、かつ、第2号に規定する要件に該当するもの（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。なお、支給対象者のうち、第1号のア又はイに該当する者を「児童手当等受給者」といい、第1号のウ又はエに該当する者を「新規児童手当等受給者」といい、児童手当等受給者及び新規児童手当等受給者以外の者を「その他の支給対象者」という。

(1) 以下の養育要件のいずれかに該当すること。ただし、ア及びウについて、児童手当法（昭和46年法律第73号）第17条第1項に規定する公務員である者を除く。

ア 児童手当受給者 令和4年6月分の児童手当（児童手当法による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）を市から受給している者

イ 特別児童扶養手当受給者 令和4年6月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者であって、令和4年5月31日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に記録されているもの

ウ 新規児童手当受給者 令和4年7月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者であって、基準日（令和4年6月1日以降に出生した児童を養育する場合は当該児童の出生日。以下同じ。）において市の住民基本台帳に記録されているもの

エ 新規特別児童扶養手当受給者 令和4年7月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者であって、基準日において市の住民基本台帳に記録されているもの

オ 対象児童を養育する公務員 第1号のアからエまでのいずれかに該当する者以外の者の

うち、対象児童を養育する公務員（児童手当法第17条第1項に規定する者）であって、基準日において市の住民基本台帳に記録されているもの

カ 高校生等を養育する者 第1号のアからオまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、基準日において市の住民基本台帳に記録されているもの

キ 政令で定める額以上の収入がある養育者 第1号のアからカまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、平成19年4月2日以後に出生した児童を養育する者であって、基準日において市の住民基本台帳に記録されているもの

ク その他対象児童を養育する者 第1号のアからキまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、対象児童を養育する者であって、基準日において市の住民基本台帳に記録されているもの

(2) 市又は他の市町村から既に国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けていない者

2 前項の規定にかかわらず、給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当等受給者	令和4年6月1日以後に死亡した場合
新規児童手当等受給者	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

(給付金の支給額等)

第3条 給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、2万円とする。

2 給付金の対象児童は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）とする。

3 市又は他の市町村から既に支給の決定がされている国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。ただし、市長は、支給対象者からの暴力等により避難している支給対象者の配偶者が本給付金の支給審査を受ける場合など、市長が特に認める場合については、一度算定の基礎とされた児童であっても再度算定の基礎とすることができる。

4 児童が異なる児童手当等受給者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

5 児童が異なる新規児童手当等受給者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者

に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

(市が支給を実施する支給対象者の範囲)

第4条 市は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への給付金の支給を実施する。

児童手当等受給者	市が令和4年6月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は市が令和4年6月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給者	市が令和4年7月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格若しくは額の改定を認定した場合又は市が令和4年7月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格若しくは額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	申請時点で市に居住する場合

(申請不要の支給の方式)

第5条 市長は、児童手当等受給者及び新規児童手当等受給者に対し、給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、給付金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、別記第1号様式の砂川市子育て世帯特別給付金受給拒否の届出書により届出を行う。

2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、給付金を支給する。この場合において、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (3) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が市に別記第2号様式の砂川市子育て世帯特別給付金支給口座登録等の届出書(以下「支給口座登録等の届出書」という。)を提出し、市が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (4) 窓口交付方式 口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が市に給付金支給口座登録等の届出書を提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給の方式)

第6条 申請により給付金の支給を受けようとするその他の支給対象者(以下「申請者」という。)は、別記第3号様式の砂川市子育て世帯特別給付金給付金申請書(請求書)(以下「申請書」とい

う。)により申請を行う。

2 申請者による申請及びこれに基づく市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合において、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請口座振込方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請口座振込方式 申請者が申請書を市の窓口提出し、市が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口交付方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本、住民票、所得課税証明書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第8条 申請による給付金の支給に係る市の申請受付開始日は、第6条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日とする。ただし、令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和5年3月15日とする。

(申請者に対する支給の決定)

第9条 市長は、給付金申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、第6条第2項各号に掲げる方式のいずれかにより給付金を支給する。

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金の支給対象者から第8条第

2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金の振込手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和5年3月31日までに完了できない場合は、やむを得ない場合を除き、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、やむを得ない場合を除き、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（併給調整）

第14条 市長は、支給対象者が給付金の支給決定後に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を決定されたときは、給付金の支給決定を取り消す。なお、既に支給を行った給付金については返還を求める。

（その他）

第15条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年9月1日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和5年4月30日限り、その効力を失う。

砂川市子育て世帯特別給付金受給拒否の届出書

受付印

砂川市長 様

- 私は、「砂川市子育て世帯特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 本届出により、「砂川市子育て世帯特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し、提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

砂川市子育て世帯特別給付金支給口座登録等の届出書

支給市町村
砂川市長 様

受付印

1. 届出者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

 ア 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入金のない口座を記入しないでください。

 イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りができない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

 市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、やむを得ない場合を除き、砂川市子育て世帯特別給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

 『砂川市子育て世帯特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2.新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

砂川市子育て世帯特別給付金 申請書(請求書)

受付印

砂川市長 様

3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者、配偶者等

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所	
	男・女	S・H 年 月 日	電話 ()	
(フリガナ) 配偶者等氏名		配偶者等生年月日	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載
		S・H 年 月 日	同居・別居	

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。
(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所を別紙で提出してください。

2. 支給要件

次の(1)について該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。また、(2)について確認し(□)に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	① 申請児童を養育する公務員
<input type="checkbox"/>	② 申請児童(高校生等)を養育する者
<input type="checkbox"/>	③ 申請児童を養育し、児童手当法施行令第7条で定める額以上の収入があり、児童手当が支給されない者
<input type="checkbox"/>	④ ①～③以外で、申請児童を養育する者

(2) 要件

<input type="checkbox"/>	国の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けていません。
--------------------------	---

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	関係性	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係
1				H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
2				H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
3				H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
4				H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
5				H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
6				H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
7				H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
8				H・R 年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。

- ① 父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)
- ② 未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- ③ その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
- ④ 里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類(※砂川市より児童手当を受給している里親は不要)

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

- 1) 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
- 2) 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律20,000円となります。(例)対象児童数3人の場合：20,000円 × 3人 = 60,000円

5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。

(注)申請時点で居住している自治体より児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入金のない口座を記入しないでください。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 砂川市子育て世帯特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市長が支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市長が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、やむを得ない場合を除き、給付金が支給されないことに同意します。
- 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)又は給付金(その他世帯分)を受給済みではありません。受給していた場合には、給付金を返還します。

砂川市確認欄※記入しないでください。

対象児童人数	人	支給決定額	円
--------	---	-------	---